

海外人材 News Pick Up

Vol.5 (2023.10.10号)

監理団体、監理費など運用規定のWeb公表が義務化

監理団体（技能実習生と受入企業のサポートをする機関）は、**監理費などの費用や運用規定についてホームページやSNSなどWeb上で公表しなければならない、と「義務化」されました。**今年2023年6月から義務化になっていますので、現在は、実習生を受け入れようとする企業は監理団体のホームページで確認ができるようになっている、ということになります。

▼外国人技能実習機構：「監理団体の業務の運営に関する規定」のインターネットによる公表をお願いします

<https://www.otit.go.jp/files/user/230925-03.pdf>

<https://www.otit.go.jp/files/user/230925-04.pdf>



外国人技能実習機構が業務統計(令和4年度)を発表

【注目ポイント】

- ・令和4年度に認定された技能実習計画の件数は246,260件、前年度から約7万件増加。最も多い県は愛知県、全体の9.3%もあります。農業で断トツ多いのは茨城県。漁業では広島県。
- ・令和4年度に新たに許可を受けた監理団体は223団体。その半分が建設業を主な対象職種としている。所在地の最多は愛知県、次に大阪府。監理団体の総数は3632団体ある(令和5年3月31日時点)。
- ・実習生から相談で特に多いのは、時間外労働の賃金、途中帰国、転職に関すること。
- ・機構が実習生受入れ企業と監理団体の実地検査を行い、その検査を行った内、受入れ企業40%、監理団体56%に何らかの違反があった。受入れ企業の違反で最も多いのは、「実習計画に書いてた内容と実際の業務を進めている内容が異なっていること」。監理団体は「受入れ企業に対する指導・監理が不十分」。

▼外国人技能実習機構：令和4年度外国人技能実習機構業務統計

<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/231002-SS.pdf>

ウクライナ避難民など「準難民」保護制度、12月1日以降開始へ

ウクライナ避難民などを「準難民」として保護する制度の開始が決まりました。12月1日以降です。

保護対象として認定されると、身分系の在留資格（定住者ビザ）が付与され、国民健康保険に加入でき医療サービスが受けられ、国民年金・児童扶養手当も受け取ることができ、永住許可の要件も緩和されます。就職できる仕事も制限がありません。

従来、日本では難民認定制度はありましたが、ウクライナ避難民などはこの難民条約上の「難民」の定義に該当しなく、それを補完的に保護するような制度もなかったため、取り急ぎの暫定的な在留資格「特定活動」で対応して保護していました。

ウクライナ・シリア避難民など想定

「準難民」保護制度

12月1日以降開始

国民健康保険 加入OK
国民年金 受取りOK
児童扶養手当 受取りOK
永住許可要件 緩和

外国人NEWS

一方で、欧米など50カ国では既にウクライナ避難民なども難民同様に補完的に保護できる制度をさっそく設けて対応しており、上記のような日本の対応の遅さに国際的な批判がありました。

以前から議論はされてはいましたが、ようやく日本も、厳密には難民条約上の「難民」の定義に該当しなくても、補完的に「準難民」として難民同様に保護する制度を本格的に設け、開始時期が公表されることになりました。12月1日以降とのことです。

以前、議論されていることが報道で出たときは、この「準難民」の定義について不安視する声がありましたが、現在のところ報道ベースではありますが、戦争・内戦状態にある国から逃れてきた人（ウクライナ・シリアなどの避難民を想定）とのことで、その定義に該当するかどうかについての考慮する事情や許可になる場合・不許可になる場合などの線引きに関することはこれから明示されていくとのことです。

現在、ウクライナ避難民は2000人以上日本に滞在しておりその多くは暫定的な在留資格「特定活動」を有していますが、12月1日以降はその避難民の多くが在留資格「定住者」に切り替えていく動きになると思われます。

▼出入国在留管理庁：入管法等改正法の概要等

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001401369.pdf>

<https://www.moj.go.jp/isa/laws/bill/index.html>

▼日本経済新聞：紛争避難民を「準難民」に認定 政府、12月1日に施行

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOQA22A0W0S3A920C2000000/>

2022年の1年間で行方不明になった技能実習生、9006人

現在、技能実習生の総数は32万人。そのうち、行方不明になった実習生は9006人にも上ります。国籍別ではベトナム人が最も多く、6000人を超えています。報道では、転職を禁止する規定が主な原因となっているのではないかと指摘しています。

▼テレ朝ニュース2023年10月4日

https://news.tv-asahi.co.jp/news_society/articles/000318425.html?display=full

技能実習制度と特定技能の見直しを検討する政府の有識者会議が開催

着々と新制度に向けて議論が積み重ねられている政府の有識者会議が10月4日に開催されました。そこでは、監理団体の受入れ企業に対する指導が不十分なところが指摘され、その原因に、現行の制度では監理団体と受入れ企業の役員を兼職できる規定になっている点が注目されたという。

また、会議で使われた資料に興味深いデータが記載されていたので、その注目ポイントを挙げます。

【注目ポイント】

- ・ 特定技能外国人の8割は、技能実習生からの切り替えルート
- ・ 技能実習2号を修了した実習生の4割が特定技能へ。2割は技能実習3号へ。

▼出入国在留管理庁：技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議（第11回）

https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00074.html

▼毎日新聞2023年10月4日：技能実習の監理団体、機能強化を指摘 受け入れ側との兼職問題視

<https://news.yahoo.co.jp/articles/4fcce3f042d95d56558629d85795a174dae19b6a>

在留資格認定証明書の電子化が開始されています。さらに紙の在留資格認定証明書も写しで可能に

2023年3月17日から、在留資格認定証明書を電子メールで受け取ってその電子メールを提示することで査証申請・上陸申請をすることが可能になっています。

そして、さらに、紙の在留資格認定証明書についても、原本だけでなく、写しを提出することで査証申請・上陸申請を行うことが可能になりました。これにより、紙の在留資格認定証明書をPDF等のデータに変換して、海外にいる外国人本人にメール等で送信することが出来るようになりました。

▼出入国在留管理庁：在留資格認定証明書の電子化について

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/10_00136.html

▼JITCO：在留資格認定証明書の手続きが写しでも可能になりました

<https://www.jitco.or.jp/ja/news/article/28730/>

関係閣僚 コメントPick Up



法務大臣
大臣就任にあたり
職員の前で大臣訓示
令和5年9月14日

法務行政、変化に対応する法務行政、そういったことを踏まえて、**総理から昨日、7点の法務行政の課題について御指示がございました。**～中略～ 5番目、「**一定の専門性等を有する外国人材の円滑な受入れ、在留管理の徹底、技能実習制度と特定技能制度の見直し**など」。

▶ https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00946.html



法務大臣
閣議後記者会見
令和5年9月19日

最大の送出国ではあるのですが、**失踪する方々の数は、絶対数からいえばベトナムが一番多い**という問題もありまして、これをしっかりと改善していくと。双方の国にとって一番いい形で改善していくことは必要だと思いますが、まずその前提として、**現行制度の適正化もしっかりやらなければいけない**

▶ https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00446.html



法務大臣
閣議後記者会見
令和5年9月26日

補完的保護対象者の認定制度を創設しますが、この部分の**施行日を令和5年12月1日とする**ものです。

～中略～ 人道上の危機に直面している真に保護すべき方々を確実に保護する制度であることに鑑みまして、**早期に施行することとしたわけ**であります。

補完的保護対象者として認定された方々は、**原則として「定住者」の在留資格を付与され、より安定的に我が国に在留することが可能となり、制度的な裏付けのある支援を受けることも可能**になってまいります。

改正入管法の趣旨に従って、制度の適切な運用がなされるとともに、補完的保護対象者として認定された方が適切な支援を受けられるように、**着実に法施行の準備を進めてまいりたい**と考えています。

▶ https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00448.html

特定技能2号 対象職種拡大

ほぼ全ての特定産業分野へ



外国人NEWS

特定技能2号対象職種拡大

遂に、「特定技能2号」に、ほぼ全ての特定産業分野が追加されました。（※介護分野以外）

母国から家族を呼び寄せることも可能になり、ビザの更新回数も上限がないので、所定の要件を満たして許可される限り、半永久的に日本に在留することが可能になります。

1号では企業に義務的支援の負担が課せられていましたが、2号では不要。こちらの2号を取得するためには、1号で5年間まっとうして、2号の所定の試験に合格、それに加え実務経験（後輩に対する指導経験やリーダー経験など）が必要になります。

詳しくは下記リンクで正式に入管から発表されていますので、ご確認ください。

▼出入国在留管理庁2023.8.31：特定技能2号の対象分野の追加について（令和5年6月9日閣議決定）

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/03_00067.html

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/skilledlabor.html>



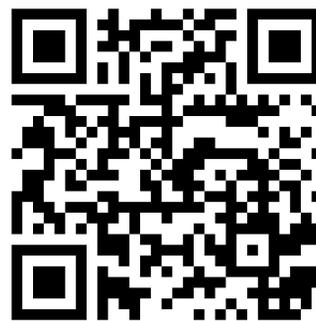
外国人NEWS

外国人雇用に関する
注目ニュースやお役立ちトピックなど
初心者の方にも分かりやすく解説。



フォロワー
3200突破!

外国人を雇用する事業主、外国人雇用に関心がある事業主、日本在住の外国人の方々に親しんでいただいております。



<https://www.instagram.com/gaikokujinnews/>

※本資料を無断で複製・改変・転載・翻訳することを禁じます。本資料は信頼できるとされる各種データに基づいて作成されていますが、その正確性・完全性・最新性・網羅性・適時性等を保証するものではありません。また、本資料は外国人雇用に関心をお持ちの企業様等への情報提供のみを目的としており、本資料の利用に起因する利用者及び第三者の損害について責任は一切負いません。